

(七) 産学連携による高度人材育成と教育プログラムの充実・強化

(1) 産学連携による実践型人材育成事業

平成二〇年度から、これまで実施してきた次の三つの施策を発展的に統合することによって、産学連携による実践的な環境下での教育プログラムの開発・実施等を通じ、実践型人材の育成を一体的に推進する。

・長期インターンシップ・プログラム開発

一定の専門性を有する優秀な学生を対象とし、企業の実践的環境における質の高い長期のインターンシップ・プログラムを産学が協同で開発・実施し、より高い専門性・実践的能力を持った人材の育成を図る。

・ものづくり技術者育成

大学等を対象に、地域や産業界と連携した実験・実習と講義の有機的な組み合わせによる教育プログラムの開発・実施を通じ、ものづくり分野を革新させる高度な知識及び技術を併せ持ったものづくり技術者の育成を図る。

・サービスマスター・イノベーション人材育成

経済活動における「サービスマスター」を科学の対象としてとらえ、サービスマスターにおいてイノベーションを創出し、生産性を高めていくこと等を目指し、経済学などの社会科学、工学

などの自然科学等の融合等による新たな知識の体系化を通じた教育プログラムを構築し、それをもとに教育を実施することにより、ビジネス知識、IT知識、人間系知識等を兼ね備えた、サービスマスターに関して高いレベルの知識と専門性を持った人材の育成を図る。

平成二〇年度予算においては、これらの支援に必要な経費として七億円を計上している。

(2) 先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム

平成一八年度から実施している本プログラムは、企業等で先導的役割を担い得る実力を備えたソフトウェア分野や、昨今増加している情報セキュリティ問題に対応できるセキュリティ分野における「先導的ITスペシャリスト」を育成する拠点形成を支援・推進するものである。

平成二〇年度においては、これらの拠点形成の継続支援とともに、各拠点で多様な教育プログラムの開発・実施を通じて得られた成果について、より効果的・効率的な普及・展開及び教材等の更なる洗練化を推進するために必要な経費として八億円の予算を計上している。

(八) 医療人の養成

高齢化による疾病構造の変化、患者のニーズの多様化、生命科学や医療技術の急速な進歩等を背景として、国民の期待にこたえる「良き医療人」の養成が一層重要となっている。文部科学省としても、医療人の養成を担う各大学と協力しながら、様々な改革を進めている。

(1) 医学・歯学・薬学教育の改革

① 医学・歯学教育の改革

医師・歯科医師については、人間性豊かで高度な臨床能力を持ち、患者中心の医療を実践できる医療人の養成に大きな期待が寄せられている。現在、各大学においては、医学生・歯学生在が卒業までに最低限学ぶべき態度、技能、知識に関する教育内容を精選して作成された「モデル・コア・カリキュラム」に基づくカリキュラム改革や学生が医療チームに加わる診療参加型臨床実習の充実など、積極的な教育改革が進められている。

また、「医学・歯学教育指導者のためのワークショップ」を文部科学省が開催するなど各種の支援を行っているところである。

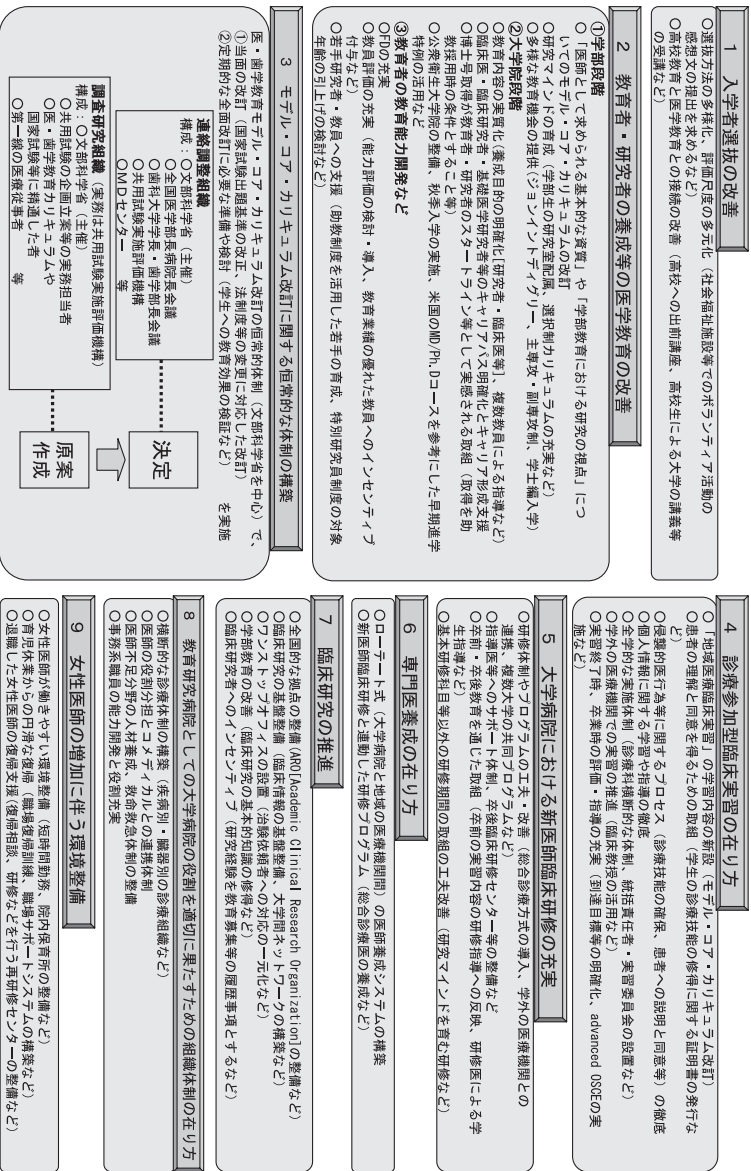
また、通常五・六年次に行われる臨床実習の開始前の段階で、病院や診療所など臨床の現場で実習を行えるだけの

態度、技能、知識を学生が備えているかを適切に評価するための共用試験が、医科大学（医学部）・歯科大学（歯学部）の参加の下、実施されている。

共用試験には、コンピュータを用いた知識・問題解決能力を評価する試験（Computer Based Testing: CBT）と患者役のボランティアの協力を得て、診察技能や態度を評価する試験（Objective Structured Clinical Examination: OSCE）が用いられている。

さらに、医学教育の更なる改善・充実を図るため「医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を開催し、平成一八年一月には、地域医療を担う医師養成方策や地域医療やがんに関する教育内容を充実させるための「モデル・コア・カリキュラム」の改訂等について第一次報告を、同年一二月には、いわゆる医師不足県等における医学部の期間を付した定員増の在り方等について第二次報告を、平成一九年三月には入学者選抜、学部・大学院教育、臨床実習・臨床研修等の改善方策など医学教育全般について最終報告を取りまとめている。

「医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」最終報告のポイント



②薬学教育の改善・充実

近年の医療技術の高度化や医薬品の安全使用、薬害の防止等についての社会的要請を踏まえ、医療現場で活躍するための専門教育や実務実習の長期化などの充実を図るため、学校教育法を改正（平成一六年五月一四日）し、平成一八年四月から薬剤師養成のための薬学教育は六年制の学部・学科において実施している。他方で、薬学教育が医薬品の研究や開発など、多様な分野に進む人材を養成してきたことを踏まえ、四年制の学部・学科も置いている。

また、薬学教育指導者のためのワークショップ（参加型講習会）の開催などを通じて、質の高い薬剤師養成を進めている。

(2) 看護師等医療技術者及び介護福祉人材の養成

看護師など医療技術者の養成に関しては、資質の高い医療技術者、教育者、研究者の養成を目的とした大学・大学院の設置が増えている。文部科学省では、看護系大学の増加を踏まえ、平成一八年に看護学教育の在り方に関する検討会報告書「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」を取りまとめるなど教育の質保証に努めている。

さらに平成一九年には「大学・短期大学における看護学教育の充実に関する調査協力者会議」を発足させ、報告書「指定規則改正への対応を通して追究する大学・短期大学に

おける看護学教育の発展」を取りまとめた。厚生労働省における検討や本報告等を受け、保健師・助産師・看護師の養成に係る教育内容の充実を図り、学生の看護実践能力を強化するための保健師助産師看護師学校養成所指定規則（文部科学省・厚生労働省令）を改正（平成二〇年四月より施行）するなど、各大学における看護学教育の改善・充実を進めている。その他、教育内容や臨地実習指導者の充実を図る観点から看護学教育ワークショップなどを開催している。

また、介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応できる人材の確保・資質の向上を図るため、①これまで大学等の養成施設の卒業者に課していた介護福祉士国家試験を全ての者に課すこと、②社会福祉士を養成する福祉系大学における実習等の教育内容について、基準を設定することなどを内容とする社会福祉士及び介護福祉士法の改正が平成一九年一二月に行われた。

(3) 地域医療への取組

へき地を含む地域における医師不足が社会的に大きな問題となっており、地域間の医師の偏在を是正するため、文部科学省では、厚生労働省、総務省と連携して取りまとめた、「新医師確保総合対策」（平成一八年八月）に基づき医師不足が特に深刻な一〇県（青森、岩手、秋田、山形、福

島、新潟、山梨、長野、岐阜、三重)に所在する大学及び自治医科大学における臨時的な定員増(各大学一〇名まで、平成二〇年度から一〇年間)を認めることとした。さらに医師確保対策を推進するため、平成一九年五月に政府・与党がとりまとめた「緊急医師確保対策について」に基づく諸施策を関係省庁が一体となって推進している。

文部科学省では、前述の「医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」などの提言を踏まえ、各大学における、地域医療に関する教育の充実、入学者選抜において地元出身者のための入学枠を設定する地域枠の拡大、臨床研修における地域医療の推進、遠隔医療によるへき地医療支援等を進めていく。

(4) がん医療への取組

がんは、わが国の死亡率第一位の疾患である一方、放射線療法及び化学療法など複数の治療法を組み合わせたがん診療ができる専門家が全国的に少なく、その育成が急務とされている。また、近年の高度化したがん医療の推進は、医師のみにより可能なものではなく、高度ながん医療に習熟した看護師、薬剤師、その他の医療技術者(コメディカル)等が参画し、チームとして機能することが何より重要である。

そのため、文部科学省では、平成一九年度から、大学と大

学病院が連携して、優れたがん専門家を養成するための横断的な教育プログラムを構築する「がんプロフェッショナル養成プラン」を実施し一八件(八七大学)の取組を選定した。

本プランの実施を契機として、がん専門医等の養成について、各大学の意欲的な取組の充実と全国的な拡がりを目指す。また、がん対策基本法に基づき、平成一九年六月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」において、①大学において

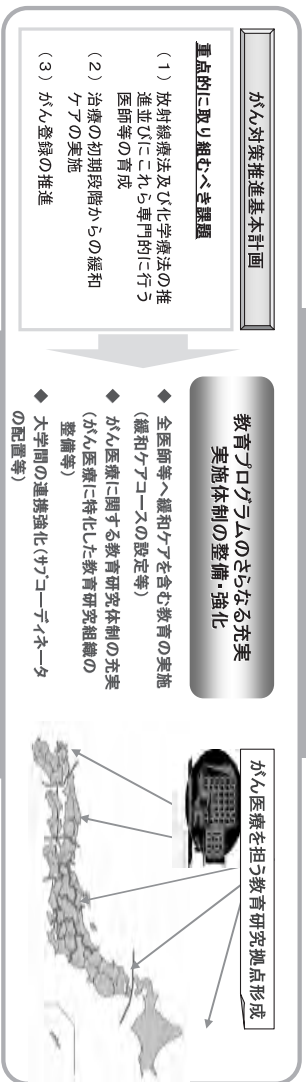
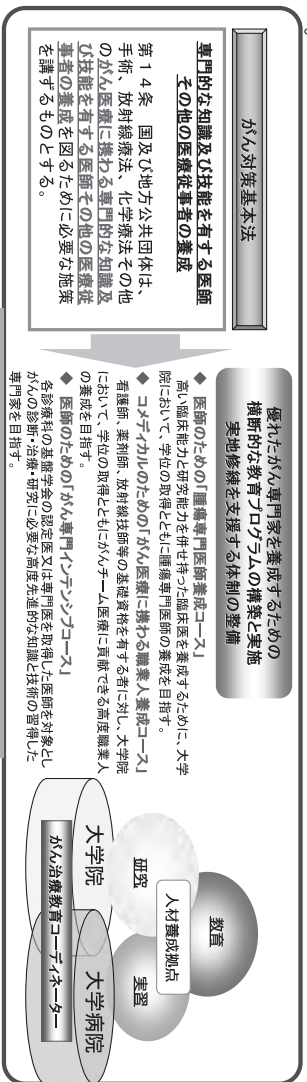
がん診療に関する教育を専門的に行う教育組織の設置等の環境整備、②緩和ケアに関する大学の卒前教育の充実及びがん診療に携わる全ての医師に対する緩和ケアの研修の推進等の具体的な課題が掲げられており、それらについても、本プランを通じて各大学の取組を支援するなど積極的な対応を図り、がん医療に携わる質の高い人材の養成を推進していく。

(5) 大学病院の充実

①医師・歯科医師のキャリア形成等臨床研修の改善・充実
 医師については、平成一六年度から新医師臨床研修制度が導入され、総合的な診療能力の基本修得を主な目的として、医師免許取得後二年間の臨床研修が必修化された。また、歯科医師についても、平成一八年度から総合的な歯科診療能力の基本修得を主な目的として、歯科医師免許取得後一年間の臨床研修が必修化された。文部科学省では、厚

がんプロフェッショナル養成プラン

(前年度予算額 14億円)
 平成20年度予算額 19億円



より質の高いがん医療の「均てん化」等により、全国どこでも最適な癌医療が受けられ、がんの治癒率が向上するとともに、がん患者の生活の質(QOL)が向上する社会を目指す。

生労働省と連携しながら、臨床研修施設として重要な役割を担う大学病院における研修プログラムの改善・充実に努めるとともに、研修医がアルバイトをせずに研修に専念できるように処遇や指導体制の充実を図るための支援を行っている。

② 国立大学病院に対する経営改善支援

平成一六年四月から国立大学は法人化され、附属病院についても自主・自律的な運営により効率的な経営が求められている。附属病院は大学の一部局だが、投じられている予算、マンパワー（人的資源）、自己収入の大きさなどを考慮すれば、大学の経営に大きな影響を与えており、その経営改善の推進と経営基盤の確立が必須となっている。こうした状況の中で、平成一八年度診療報酬改定（△三・一六％）により、平成一八年度決算（セグメントベース）では、七病院が赤字となっており、今後、さらに多くの国立大学病院で赤字決算となるのが危惧されているほか、経年劣化が進む医療機器の更新も大きな問題となっており、財源不足から耐用年数を経過していても使用せざるを得ない状況が生じている。

一方で、特定分野における医師不足や若手医師の過重労働が問題となっており、文部科学省では、これらの課題に対応するため、各国立大学病院に対して、経営改善の一層

の推進を促すとともに、国立大学病院の使命である高度な教育・研究・診療機能の維持・充実に観点から、小児科・産科・救急等の医師不足分野における人材養成を推進するため「医師不足分野等教育指導推進経費」を継続して措置（一九・二億円）するとともに、平成二〇年度より新たに、医師等の過重労働の改善や、適切な業務分担に必要な診療支援要員配置等を推進するため「附属病院機能強化経費」（四七・八億円）を措置し、経営基盤確立のための支援を行っている。

また、平成二〇年度新規事業として、「大学病院連携型高度医療人養成推進事業」（平成二〇年度予算額一五億円）を措置し、大学病院が若手医師にとって魅力ある場として活性化するため、複数の大学病院が緊密に連携・協力して、それぞれの得意分野の相互補完を図り、循環しながら質の高い専門医や臨床研究者を養成する取組を支援する。

平成一六年度から、病院運営上の諸課題について、院長等と広く意見交換を行い、今後の病院運営（経営）の改善に資することを目的として、「国立大学病院の運営に関する意見交換会（病院長ヒアリング）」を実施し国立大学病院の諸課題の把握に努めている。

大学病院連携型高度医療人養成推進事業

平成20年度予算額15億円（新規）

背景・目的

・大学病院の教育・研究機能の低下により優れた専門医・臨床研究者が不在
 ・大学病院の機能低下・医師不足により将来の医師養成に対する懸念の顕在化
 →専門医・臨床研究者の質の向上、魅力ある大学病院づくりを進めるため、大学病院間の連携・協力による大学病院の教育・研究・供給機能強化が必要
 主務担当等：「医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 最終報告」（H19.3文科省協力者会議）
 「緊急医師確保対策」（H19.5政府・与党）、「総務部政改案の基本方針2007」（H19.6閣議決定）等

事業概要

複数の大学病院間が緊密に連携・協力して実施する、循環型の医師キャリア形成システムを構築（全国15事業を予定）
 ○大学病院連携型の養成プログラムの策定・実施により、質の高い専門医・アカデミックなサウンドを持った臨床研究者を養成
 ○部内の大学病院と地方の大学病院における得意分野の相互補完により、幅広い知識・技術を習得
 ○教育研修体制の充実と必要な症例数の確保により、専門医取得を支援（後方支援病院）
 ○専門医の循環の活性化により、地域の医師不足にも貢献

